

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年1月21日)

- 令和4年鳥取県警察運営指針及び重点目標について
..... 2
(警務部警務課)
- 鳥取県暴力団排除条例の一部改正(案)に関するパブリックコメントの実施
について
..... 3
(刑事部組織犯罪対策課)
- 令和3年中の交通事故発生概況について
..... 6
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

令和4年鳥取県警察運営指針及び重点目標について

令和4年1月21日
警察本部
(警務部警務課)

令和4年における県警察の大綱方針である鳥取県警察運営指針及び治安向上のために取り組むべき警察活動の方向性を示す重点目標を次のとおり策定した。

策定した運営指針、重点目標等については、各所属の執務室等に掲示して周知するとともに、各種研修等の機会を通じて組織全体への浸透を図り、引き続き、県民の期待にこたえる警察活動を強力に推進する。

なお、運営指針等の掲示物については、運営指針等の効果的な周知を図ることを目的として、職員から掲示物のデザインを募集し、応募のあったデザイン案の中から全職員による投票等により選定した。



令和4年鳥取県警察重点目標



鳥取県暴力団排除条例の一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施について

令和4年1月21日
警察本部
(刑事部組織犯罪対策課)

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例案について、パブリックコメントを実施しています。

1 パブリックコメント実施期間

令和4年1月14日（金）から同月23日（日）までの間

2 周知、意見募集方法

- 周知方法
県警察ホームページ掲載、県庁、総合事務所等県の窓口での縦覧、新聞広告
- 意見募集方法
郵便、ファックス、電子メール、電子アンケート

3 改正経緯

平成23年4月に本条例が施行され、社会全体に暴力団排除意識が定着してきた中、暴力団員等は社会情勢に応じて活動を変化させており、現在の暴力団を取り巻く情勢に応じた規制の強化が必要と判断し、改正を行うこととしました。

4 暴力団排除条例の主な改正点

(1) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大

- ア 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に都市公園法に規定する都市公園を追加
- イ 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域等の地域に同法に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加
- ウ イの区域内において暴力団事務所の開設又は運営をする者に対する中止命令の新設

(2) 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定業者と暴力団員との利益の授受の禁止（新設）

- ア 暴力団排除特別強化地域における風俗営業等の特定の業者（以下「特定業者」という。）が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること、又は暴力団員が同役務を提供することを禁止
- イ 特定業者が暴力団員に対して、用心棒の役務の提供を受ける対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けることを禁止
- ウ 特定業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けることを禁止

(3) 立入検査等を規定（新設）

公安委員会は、(1)イに違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくはは質問させることができることを規定

(4) 罰則

違反者	罰則
(1)アに違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(1)ウの中止命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(2)に違反した者（特定業者にあつては、相手方が暴力団員又はその指定した者であることを知っていた場合に限る。）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※ 特定業者が自首したときは、刑を任意的に減免する。
(3)に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	20万円以下の罰金

5 改正スケジュール

令和4年2月 議会上程
同年5月 条例施行（一部は同年8月施行）

鳥取県暴力団排除条例の一部改正について

改正(案)について、皆様のご意見をお寄せください。

鳥取県暴力団排除条例とは

本条例は、社会全体で暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成23年4月1日施行、運用されています。

この度、現在の暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制の強化が必要であると判断し、以下の改正を行うこととしました。

1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域が拡大されます。

現行の規制は

学校、公民館等**保護対象施設の周囲200m以内**の事務所開設・運営禁止

+

改正後

都市公園法第2条に規定する**都市公園**（県内314箇所）を追加

違反者には

直接罰

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

現行の規制は

都市計画法第8条に規定する**第1種低層住居専用地域等の地域**における事務所開設・運営禁止

+

改正後

都市計画法第8条に規定する
・**近隣商業地域、商業地域**
・**準工業地域、工業地域**を追加

違反者には

新設

違反者には、**中止命令**
中止命令に違反した者は、**罰則（間接罰）**
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受が禁止されます。

(1) 暴力団排除特別強化地域

鳥取市弥生町周辺地域、米子市朝日町周辺地域及び皆生温泉三丁目の一部地域

(2) 特定営業者

暴力団排除特別強化地域内の風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業、風俗案内所等

(3) 暴力団排除特別強化地域内における**禁止行為**

ア 特定営業者が暴力団員に用心棒料等を供与する行為

イ 暴力団員が特定営業者に用心棒の役務を提供し、特定営業者から用心棒料等の利益供与を受ける行為

直接罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金：暴力団員、特定営業者の双方に適用）

違反者には ※積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては、**自首減免規定を適用**

（暴力団員には自首減免規定の適用無し）

3 立入検査等の規定が**新設**されます。

新設

都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域等の地域における暴力団事務所の開設又は運営の疑いがあると認めるときは、

説明・資料の提出の求め

建物への立入り

物件の検査

暴力団員等への質問

が可能となります。

資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等には

直接罰

20万円以下の罰金
【新設】

鳥取県暴力団排除条例改正検討中の各項目

1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大

(1) 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に都市公園法に規定する都市公園を追加 (第13条)

周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に、既に規定されている学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等に加え、都市公園法第2条に規定する都市公園を追加

※罰則…1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域に都市計画法に規定する商業地域、工業地域等の追加及び違反者に対する中止命令の新設 (第14条)

暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、違反者に対する中止命令を新設

※罰則…中止命令に違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受の禁止 (第21条の2～4) 【新設】

鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に定め、当該地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業等や風俗案内所等を営む特定営業者と暴力団員との用心棒料、みかじめ料の授受等の禁止を新設

※みかじめ料とは、特定営業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として支払う金品等

罰則…1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては自首減免規定を適用

3 立入検査等を規定 (第23条) 【新設】

公安委員会は、1(2)に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができることの規定を新設

※罰則…資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等した者は20万円以下の罰金

条例案の閲覧方法

・県警本部ウェブページで閲覧できるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館でも閲覧できます。

・郵送をご希望される方は、〈応募、問い合わせ先〉までご連絡ください。

応募方法

・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函（上記県の機関）でも応募できます。

・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

・いただいたご意見については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

〈応募、問い合わせ先〉

〒680-8520

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部組織犯罪対策課

電話 0857-23-0110

ファクシミリ0857-23-0110

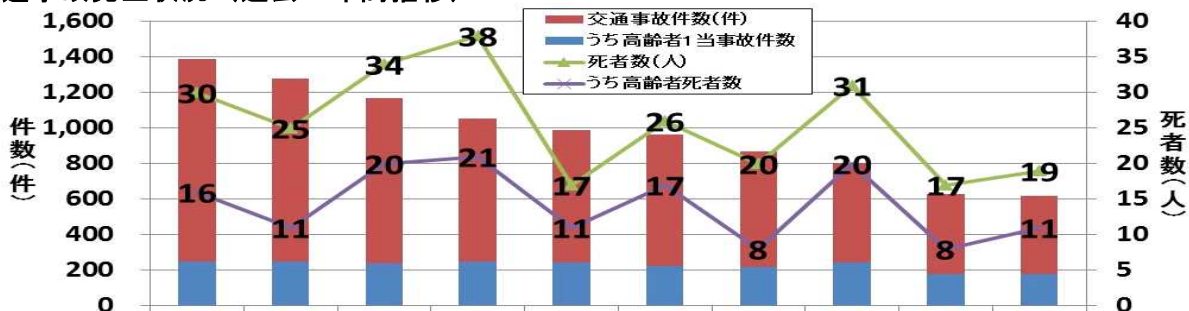
電子メール

k_sohantai@pref.tottori.lg.jp

令和3年中の交通事故発生概況について

令和4年1月21日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 交通事故発生状況（過去10年間推移）



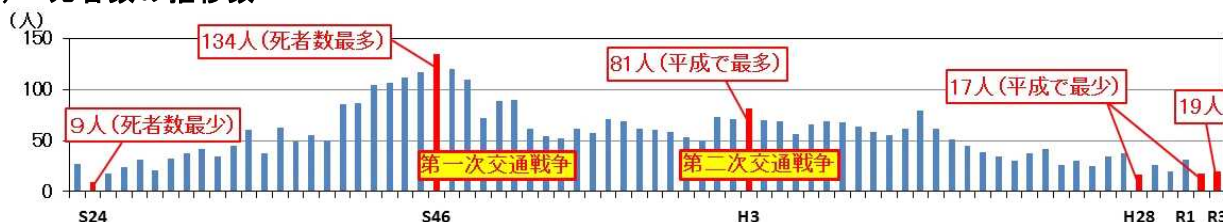
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	前年比
交通事故件数(件)	1,389	1,280	1,168	1,053	987	965	869	805	628	618	-10
うち高齢者1当事件数	248	250	241	250	242	226	220	242	177	181	4
うち75歳以上高齢者1当事件数	115	98	106	91	101	83	81	100	71	55	-16
死者数(人)	30	25	34	38	17	26	20	31	17	19	2
うち高齢者死者数	16	11	20	21	11	17	8	20	8	11	3
うち75歳以上高齢者死者数	9	5	17	15	8	7	6	13	4	7	3
負傷者数(人)	1,658	1,619	1,396	1,250	1,243	1,162	1,029	957	749	694	-55
うち高齢者負傷者数	262	277	256	217	224	220	192	188	130	138	8
うち75歳以上高齢者負傷者数	115	121	89	89	84	83	74	78	52	50	-2
高齢者1当事故の割合	17.9%	19.5%	20.6%	23.7%	24.5%	23.4%	25.3%	30.1%	28.2%	29.3%	
高齢者死者の割合	53.3%	44.0%	58.8%	55.3%	64.7%	65.4%	40.0%	64.5%	47.1%	57.9%	
高齢者免許人口の割合	19.5%	21.0%	22.4%	23.4%	24.4%	25.3%	26.3%	27.0%	27.8%	28.5%	
高齢者人口の割合	27.0%	28.0%	28.9%	29.7%	30.1%	30.7%	31.3%	31.8%	32.0%	32.4%	

【令和3年の特徴】

- 死者数は前年と比べて増加したが、件数及び負傷者数は平成17年から17年連続で減少した。
- 高齢者が第1当事者となる交通事故の割合は、前年から1.1ポイント増加した。
- 高齢者死者数は11人（57.9%）と、前年から人数及び割合とも増加した。

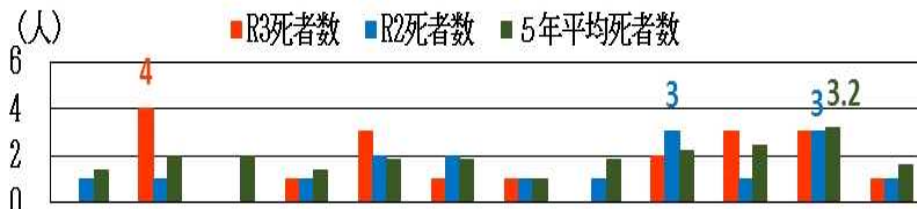
2 交通死亡事故の発生状況

(1) 死者数の推移数



- 令和3年の死者数19人は、平成以降では平成28年及び令和2年の17人に次いで、2番目に少なかった。

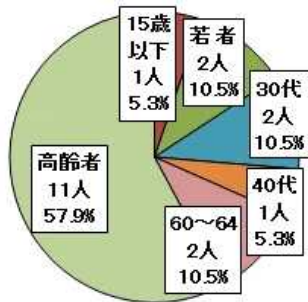
(2) 月別死者数



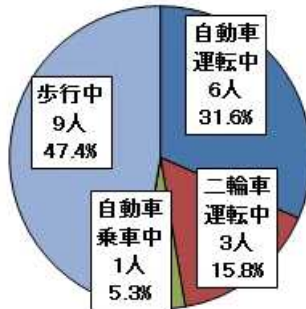
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R3死者数	0	4	0	1	3	1	1	0	2	3	3	1	19
R2死者数	1	1	0	1	2	2	1	1	3	1	3	1	17
5年平均死者数	1.4	2.0	2.0	1.4	1.8	1.8	1.0	1.8	2.2	2.4	3.2	1.6	22.6

- 2月、5月及び11月に死亡事故がそれぞれ連続発生し、交通死亡事故多発警報が発令された。

(3) 年齢別死者数



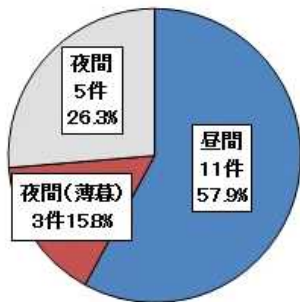
(4) 状態別死者数



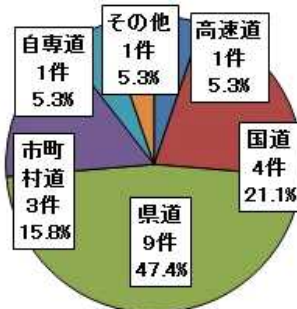
(5) 事故類型別件数



(6) 昼夜別件数



(7) 路線別件数



- 年 齢 別：60代以上が13人（68.4%）を占める。
- 状 態 別：歩行中が9人（47.4%）と、前年（2人・11.8%）から大幅に増加した。
- 事故類型別：人対車両事故9件（横断中、路上横臥、人対車その他）のうち横断中の事故が4件を占める。
- 昼 夜 別：夜間に8件（42.1%（日没後の薄暮時間帯3件を含む））と、前年（3件・17.6%）から大幅に増加した。

※ 薄暮時間帯とは、日没前後1時間（合計2時間）をいう。

- 路 線 別：国道、県道等の幹線道路で15件（78.9%）と多発した。

※ 割合については、単位未満で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。